

# 上智大学における研究活動上の不正行為の防止等に関するガイドライン

制定 平成 28 年 3 月 1 日

改正 平成 29 年 4 月 1 日

## 1. 目的

このガイドラインは、上智大学（以下「本学」という。）における研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合に適正な対応を行うことを目的として定める。

## 2. 定義

このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

### (1) 研究活動上の不正行為

① 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、捏造、改ざん、又は盗用。

ア 捏造 存在しないデータ又は研究・実験結果等を作成すること。

イ 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ又は研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

ウ 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語（当該研究者特有の用語に限る。）を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

② 研究者の行動規範及び社会通念を始めとして、各研究分野の特性や作法等及び学協会の倫理規程や行動規範等並びに学術誌等の投稿規程等に照らし、不適切と判断される次の行為。

ア 不適切なオーサiership 研究成果の発表物（論文）の著者に、著者としての資格を満たさない者を記載する又は著者としての資格を満たすにもかかわらず記載しない等著者を適正に公表しないこと。

イ 二重投稿 他の学術誌等で既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること（ただし、投稿先学術雑誌や学会等の投稿規程を満たすものは除く）。

ウ 不適切な利益相反マネジメント 利益相反の生じる可能性のある研究活動を遂行するにあたり、研究にバイアスをかけたり、教育活動に悪影響を及ぼすなど、利益と責務のマネジメントが不適切であること。

③ ①②に定める事項のほか、研究活動上の不適切な行為であって、研究者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの。

### (2) 研究者等

本学に所属する教員、研究員の他、本学で研究活動に従事するすべての者。

### (3) 部局等

## 上智学院職制第2条第1項に定める組織及び施設

### 3. 研究者等の責務

- (1) 研究者等は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。
- (2) 研究者等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修等を受講しなければならない。
- (3) 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

### 4. 責任体制の明確化

#### (1) 最高管理責任者

- ①最高管理責任者は、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、本学全体を統括する最終的な責任と権限を持つ者で、学長とする。
- ②最高管理責任者は、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。

#### (2) 統括管理責任者

- ①統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者で、学術研究担当副学長とする。
- ②統括管理責任者は、その責任と権限の範囲において公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じるものとする。

#### (3) 研究倫理教育責任者

- ①研究倫理教育責任者は、部局等における研究倫理の向上及び不正行為の防止等並びに研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ者で、上智学院職制に定める各教育研究組織の長（研究科委員長、学部長、研究機構長、センター長）及び各事務組織の長（局長）とする。
- ②研究倫理教育責任者は、当該部局等に所属する研究者等に対し、その責任と権限の範囲において公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じるとともに、研究者倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。

#### (4) 研究倫理教育副責任者

- ①研究倫理教育副責任者は、研究倫理教育責任者を補佐し、部局等における研究倫理の向上及び不正行為の防止等並びに研究倫理教育について日常的な責任と権限を持つ者で、前条第1項に定める各教育研究組織の長の下位者（専攻主任、学科長）とする。

②研究倫理教育副責任者は、研究倫理教育責任者が当該部局等に所属する研究者等に対して行う公正な研究活動を推進するための適切な措置並びに研究者倫理に関する教育の実施を補佐するとともに、研究者倫理の涵養に努めなければならない。

#### 5. 研究倫理教育の実施

(1) 本学は、研究活動上の不正行為を防止し、研究者倫理の向上を図るため、研究者等に対し定期的に研究倫理教育を実施する。

(2) 本学は、研究活動に関する基本的な倫理意識の涵養と研究者倫理に関する規範意識の徹底を図るため、学生に対する研究倫理教育の実施を推進する。実施にあたっては、専攻分野の特性や学部生・大学院生の区分等に応じ、適切な機会・方法・内容となるよう配慮する。

#### 6. 研究活動における責任の明確化

研究者等は、研究活動上の不正行為を防止し、研究活動における研究者等個々の責任を明確にするため、特に次の事項に留意して研究活動を行うものとする。

(1) 複数の研究者等が参画する研究活動を行うにあたっては、当該研究における個々の研究者等の役割分担・責任等を明確にしておく。

(2) 複数の研究者等が参画する研究活動において、その全容を把握・管理する立場の代表研究者となった場合には、研究活動の進捗や研究成果を適切に確認する。

(3) 研究活動において指導的な立場にある研究者等は、その指導する学生や研究者等に対し、適切な支援・助言等を行う。

#### 7. 適切な研究活動を行う上での留意事項

次の事項については、各研究分野の特性や作法等及び学協会の倫理規程や行動規範等に従い、不正又は不適切な行為との疑念を持たれないよう特に十分留意しなければならない。

##### (1) 研究データの保存と開示

①論文等の形で発表された研究成果のもととなった実験データ等の研究資料は、当該論文等の発表から10年間の保存を原則とする。資料や標本等の有体物については5年間を原則とする。これらの研究資料は、必要に応じて開示しなければならない。

②保存が不可能ないしは著しく困難である、保存のためのコストやスペースが膨大になる、または研究分野による研究活動の特性等により、①に基づく保存が難しい場合には、この限りではない。

③①、②にかかわらず、国や研究分野の指針・規程等でデータ等の扱いに特段の定めがある場合には、それに従う。

##### (2) 他の研究評価

ピアレビュー（査読や審査）を行うにあたっては、研究者は高い倫理観と見識を持ち、公正にこれにあたらなければならない。

## 8. 相談・告発

### (1) 相談窓口

研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関わる本学内外からの相談は、学術情報局研究推進センターで受け付けるものとする。

### (2) 告発窓口

①研究活動上の不正行為に関する告発は、監査室で受け付けるものとする。

②告発の対応等については別に定める。

#### 附則

このガイドラインは、2016年（平成28年）3月1日から施行する。

#### 附則

このガイドラインは、2017年（平成29年）4月1日から改正、施行する。